

福井県丹南広域組合後援の承認に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）が、組合以外の団体等が主催する事業を後援（以下「後援」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 後援 その事業についてこれを推奨し、協力することをいい、直接的な責任を負わない。

(承認の基準)

第3条 後援を承認できる事業は、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 事業の主催者は、次のアからオのいずれかに該当するものとする。

- ア 国、地方公共団体又はその協力団体
- イ 学校、大学又はその連合体
- ウ 公益法人又はこれに準ずる団体
- エ 教育、文化、福祉、産業等の振興に寄与する社会貢献活動団体
- オ その他管理者が認めた団体

- (2) 事業の内容は、次のアからクのすべての要件を満たすものとする。

- ア 事業内容が丹南地域の活性化に資するものであること。
- イ 組合の構成市町等のいずれかが後援の承認をしていること。
- ウ 特定の政治的又は宗教的色彩を有しないこと。
- エ 営利を目的とせず、公益性があること。
- オ 青少年の健全育成を阻害するおそれがなく、公序良俗に反しないこと。
- カ 事業の開催場所が、公衆衛生及び災害防止について十分な設備及び措置が講じられていること。
- キ 特定の団体会員を対象とする同人的活動や趣味的活動でないこと。
- ク 事業計画が明確であり、事業の適正な遂行が可能であると認められること。

(承認申請)

第4条 事業の主催者は、その事業について組合の後援を受けようとするときは、後援承認申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(承認又は不承認通知)

第5条 管理者は、前条の申請書を受理したとき、第3条の基準に基づき審査し、承認又は不承認を決定し、承認、不承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 後援の承認にあたっては、次の各号の条件を付すものとする。

(1) 承認期間は、承認の日から当該事業終了の日までとし、その期間は、一年以内とすること。(ただし、事業の性質上やむを得ないと認められる場合を除く。)

(2) 承認後において後援承認申請書の内容に変更があったときは、主催者は直ちに変更内容を届け出ること。(ただし、軽微な変更を除く。)

(承認の取消し)

第7条 管理者は、後援の承認をした事業が、第3条の基準を満たさなくなつたと認められるとき、その他不適當な行為があるときは、承認を取消すものとする。

2 前項の場合において、管理者は、直ちに主催者に文書で通知するとともに、承認の取消しについて、主催者への指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。